

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年 6 月24日

【計算期間】 第 1 期（自 平成20年 9 月30日 至 平成21年 3 月24日）

【ファンド名】 中央三井条件付元本確保型ファンド 0 8 - 0 9

【発行者名】 中央三井アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 渡辺 輝夫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝三丁目23番 1 号

【事務連絡者氏名】 鈴木 勝宏

【連絡場所】 東京都港区芝三丁目23番 1 号 業務企画部

【電話番号】 03-5440-0181

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

安定した収益の確保及び定期分配を目指して運用を行います。

信託金の限度額

上限：200億円

基本的性格

当ファンドは、委託会社である中央三井アセットマネジメント株式会社が投資家のために、利殖の目的をもって設定する証券投資信託で、中央三井アセット信託銀行株式会社がその受託会社となることを引受けたものです。

当ファンドは、委託者が受託者に投資信託財産の運用を指図する委託者指図型の単位型証券投資信託で、その商品分類及び属性区分は以下のとおりです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型	内外	不動産投信	特殊型 (条件付運用型)
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する商品分類に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ

(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認いただけます。

< 単位型投信・追加型投信 >

- ・単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

< 投資対象地域 >

- ・国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 投資対象資産（収益の源泉） >

- ・株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 補足分類 >

・特殊型（条件付運用型）

…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

なお、「条件付運用型」につきましては、属性区分表の用語の定義をご参照ください。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本 北米	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	条件付運用型
不動産投信 その他資産 ()	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ロング・ショート型/ 絶対収益追求型 その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する属性区分に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ

(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認いただけます。

<投資対象資産>

- ・債券 その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

当ファンドでは債券（日経平均株価の値動きによって償還条件が決定される仕組みのユーロ円債）を主要投資対象としています。

なお、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）が「株式」であるのに対して、属性区分表の投資対象資産では「債券 その他債券」と異なる区分になっていますが、これは商品分類表では収益の源泉となる資産（実質基準）を記載するのに対して、属性区分表では組入れている資産そのもの（形式基準）を記載することとなっているためです。

当ファンドが組入れている債券（ユーロ円債）の価格は、日経平均株価の影響を受けるため、実質基準を記載する商品分類表では「株式」と記載しています。

< 決算頻度 >

- ・年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

< 投資対象地域 >

- ・日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 特殊型 >

・条件付運用型

...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

ファンドの特色

A．投資対象とする債券

日経平均株価の値動きによって償還条件（償還価格及び償還時期、以下同じ。）が決定される仕組みの、ユービーエス・イー・ジー・ロンドン支店が発行するユーロ円債に投資しています。

ユービーエス・イー・ジーは、総資産1兆8,613億スイスフラン、従業員約7万6千人を擁する、欧州最大級の総合金融サービス会社です。（平成21年3月末現在）

ユービーエス・イー・ジーの長期格付は、スタンダード・アンド・プアーズ社がA+、ムーディーズ社がAa2です。（平成21年4月末現在）

投資したユーロ円債については、一部解約の対応で売却する部分を除き継続保有し、銘柄入替えを行わないことを原則とします。

B．当ファンドの償還について

イ．早期償還する場合

ファンド設定から約1年後からの半年に一度の株価判定日（注1）に、日経平均株価の終値（ ）がスタート株価（注2）以上の場合、直後の決算日にファンドを早期償還します。

早期償還を判定する際の、株価判定日の日経平均株価の終値は、円未満を切上げた値です（以下同じ。）。

早期償還時の償還価額については、後記「日経平均株価の値動きとファンド償還のイメージ」の1.をご参照ください。

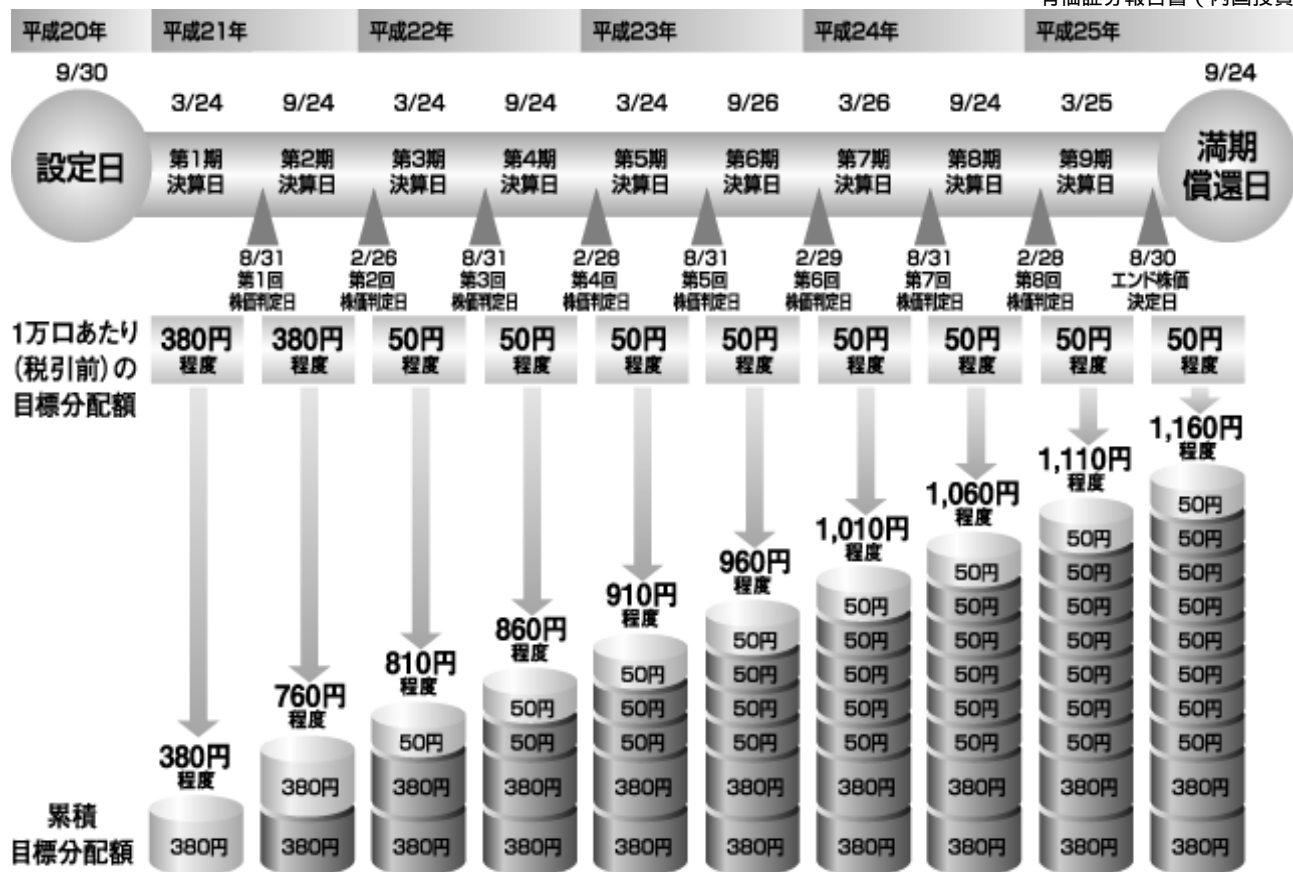
ロ．早期償還しない場合

当初予定の償還日（平成25年9月24日）に、ファンドを満期償還します。

満期償還時の償還価額については、後記「日経平均株価の値動きとファンド償還のイメージ」の2.をご参照ください。

（注）上記イ.、ロ.のほか、一定の事由が生じた場合にはファンドを繰上償還する場合があります。詳しくは、後記「第二部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了」をご参照ください。

ファンドのスケジュールと目標分配額イメージ



分配金（相当額）は、原則として、投資した債券から受け取る利子等収益によりお支払いします。

なお、第1期決算時点においては、1万口当たり380円（税引前）の分配を実施いたしました。分配金（相当額）は、原則として計算期間終了日（又は償還日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、最終計算期間（満期償還のほか早期償還の場合を含みます。）には、実際には分配せず、分配金相当額を償還金に含めてお支払いする予定です。早期償還した場合、翌期以降に予定されていた目標分配額は支払われません。表示した目標分配額は1万口当たりの金額（税引前）です。

（注）上記の目標分配額及び元本確保は、組入れたユーロ円債から予定通りに利払い金や償還金を受け取った場合のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。組入れたユーロ円債の発行体（ユービーエス・イー・ジー・ロンドン支店）の信用状況の変化等によっては、分配金（相当額）をお支払いできない場合もあります。

（注）祝日法の改正等により、上記図中の決算日、株価判定日等のスケジュールが変更になる場合があります。

日経平均株価の値動きとファンド償還のイメージ

下記1．及び2．の図はファンドの仕組みをご理解いただくために作成したイメージ図であり、市場動向を示唆・保証するものではありません。

下記1．及び2．に記載されている償還価額・目標分配額は1万口当たり（税引前）の金額であり、お支払いの際には税金が差し引かれます。

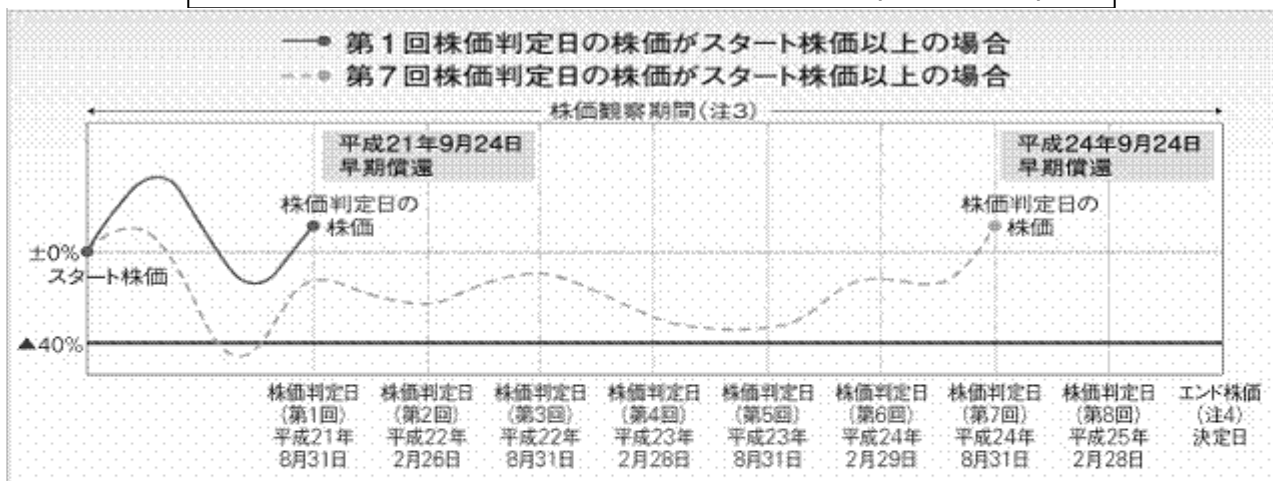
下記1．及び2．に記載されている償還価額等は現時点において目標としている運用成果であり、将来の運用成果等を約束及び保証するものではありません。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

1．日経平均株価の終値が株価判定日にスタート株価以上になった場合

第1回から第8回までのいずれかの株価判定日の日経平均株価の終値が、スタート株価以上であった場合、直後の決算日にファンドを早期償還します。

日経平均株価の推移とファンドの償還価額の関係（イメージ図）



直後の決算時に

元本確保（1万口当たり10,000円）＋（早期償還を行う計算期間の）目標分配額
にて早期償還することを目指します。

株価観察期間（注3）中の日経平均株価の日々の終値がスタート株価に対して一度でも40%以上下落した場合でも、以後の株価判定日において日経平均株価の終値がスタート株価以上となった場合は、早期償還します。

2．株価判定日の日経平均株価の終値がスタート株価未満であった場合

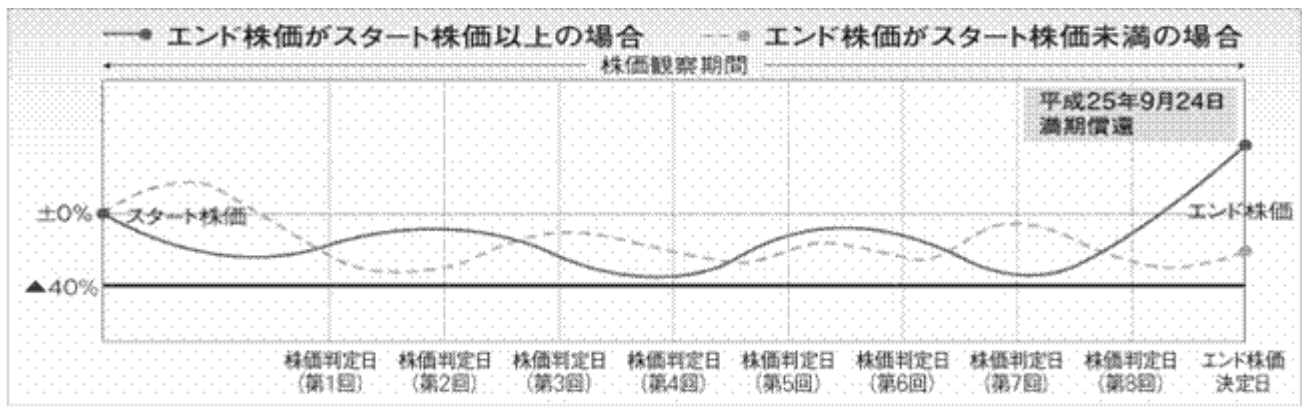
第1回から第8回までの株価判定日の日経平均株価の終値が、いずれもスタート株価未満であった場合、原則として、当初予定の満期償還日（平成25年9月24日）にファンドを満期償還します。

この場合、株価観察期間中の日経平均株価の日々の終値が、スタート株価に対して一度でも40%以上下落しなかった場合と、一度でも40%以上下落した場合とで、償還価額が異なります。

A．株価観察期間中の日経平均株価の日々の終値がスタート株価に対して一度でも40%以上下落しなかった場合

当初予定の満期償還日に、元本確保のうえ、ファンドを満期償還することを目指します。

日経平均株価の推移とファンドの償還価額の関係（イメージ図）



当初予定の満期償還時に

1万口当たり**10,050円程度（償還価額）**※

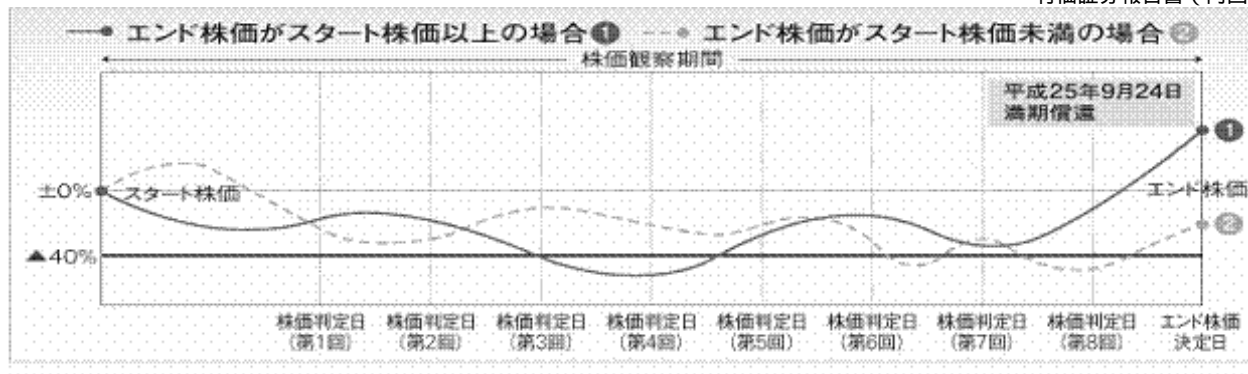
にて満期償還することを目指します。

B．株価観察期間中の日経平均株価の日々の終値がスタート株価に対して一度でも40%以上下落した場合

元本確保の手当では消滅しており、スタート株価とエンド株価（注4）の関係によって決定する価額（注5）に最終計算期間の分配金相当額を加えた額で満期償還することを目指します。

ただし、エンド株価がスタート株価以上どれほど高い水準になった場合でも、償還価額は原則として10,050円を上回ることはありません。エンド株価の水準によっては、償還価額が10,000円を下回る可能性があります。また、エンド株価がスタート株価未満となった場合、その価格差が大きければ大きいほど償還価額の水準は低くなります。

日経平均株価の推移とファンドの償還価額の関係（イメージ図）



①

当初予定の満期償還時に、
1万口当たり
10,050円程度（償還価額）※
にて満期償還することを目指します。

②

エンド株価がスタート株価未満の場合、
当初予定の満期償還時に、1万口当たり
10,000円×（エンド株価／スタート株価）（注5）
+50円程度（目標分配額）
にて満期償還することを目指します。

「10,050円程度（償還価額）」は、最終計算期間の目標分配額を含んだ金額です。

（注1）株価判定日：早期償還となるかどうかを判定する日です。第2計算期間から第9計算期間までの各期間の毎年2月及び8月の各月の最終営業日が株価判定日となります（具体的な日付は前記「ファンドのスケジュールと目標分配額イメージ」の図をご覧ください。）。

（注2）スタート株価：平成20年9月30日から平成20年10月6日までの5営業日の日経平均株価の終値の平均値（円未満切捨て）。

なお、スタート株価は平成20年10月6日に11,038円に決定いたしました。

（注3）株価観察期間：平成20年10月10日から平成25年8月30日までの期間をいいます。

（注4）エンド株価：平成25年8月30日の日経平均株価の終値（円未満切上げ）

（注5）スタート株価とエンド株価の関係によって決定する価額：

（1万口当たり） $10,000円 \times (\text{エンド株価} / \text{スタート株価})$

（ただし、10,000円（1万口当たり）を上限とします。）

日経平均株価とは：東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数で、日本経済新聞社の委託を受けた同社の100%子会社である日本経済新聞デジタルメディア社により算出、発表されます。当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正し連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。日経平均株価（日経225）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価（日経225）の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。なお、日経平均株価（日経225）は銘柄構成が変更されることがあります。日本経済新聞社及び日本経済新聞デジタルメディア社は本商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

ご解約について

毎月の最終営業日を解約約定日として、その各解約約定日の属する月の1日（当日が休業日の場合は翌営業日）より、当該解約約定日の3営業日前までの間、解約申込みの受付を行います。

ただし、満期償還を行う月は一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。また、解約の申込期間であっても、早期償還が決定している場合には解約は受け付けません。

なお、ご解約代金のお支払いは、解約約定日から起算して、原則として、5営業日目からとさせて

いただきます。ご解約にあたっては信託財産留保額が控除されます。

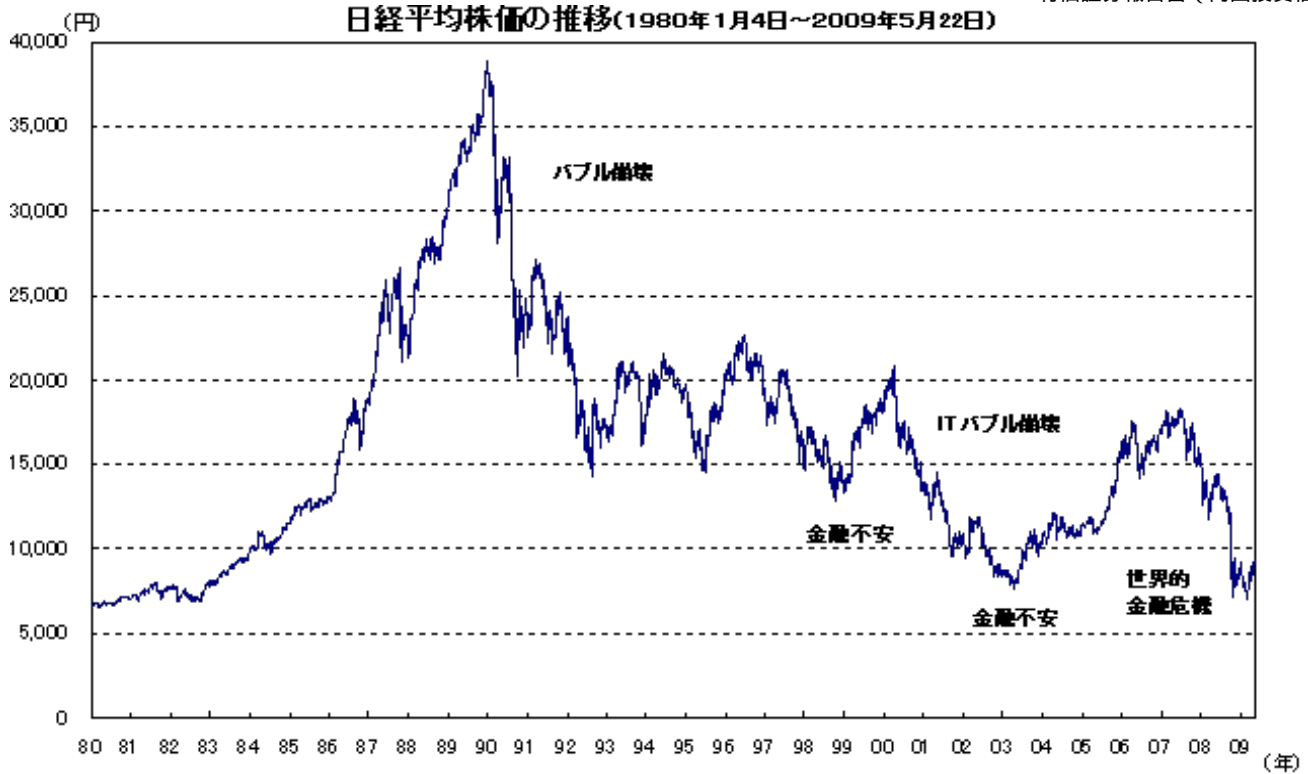
上記のほか、特別な事情によるご解約が可能です。

詳しくは、後記「第二部 ファンドの詳細情報 第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

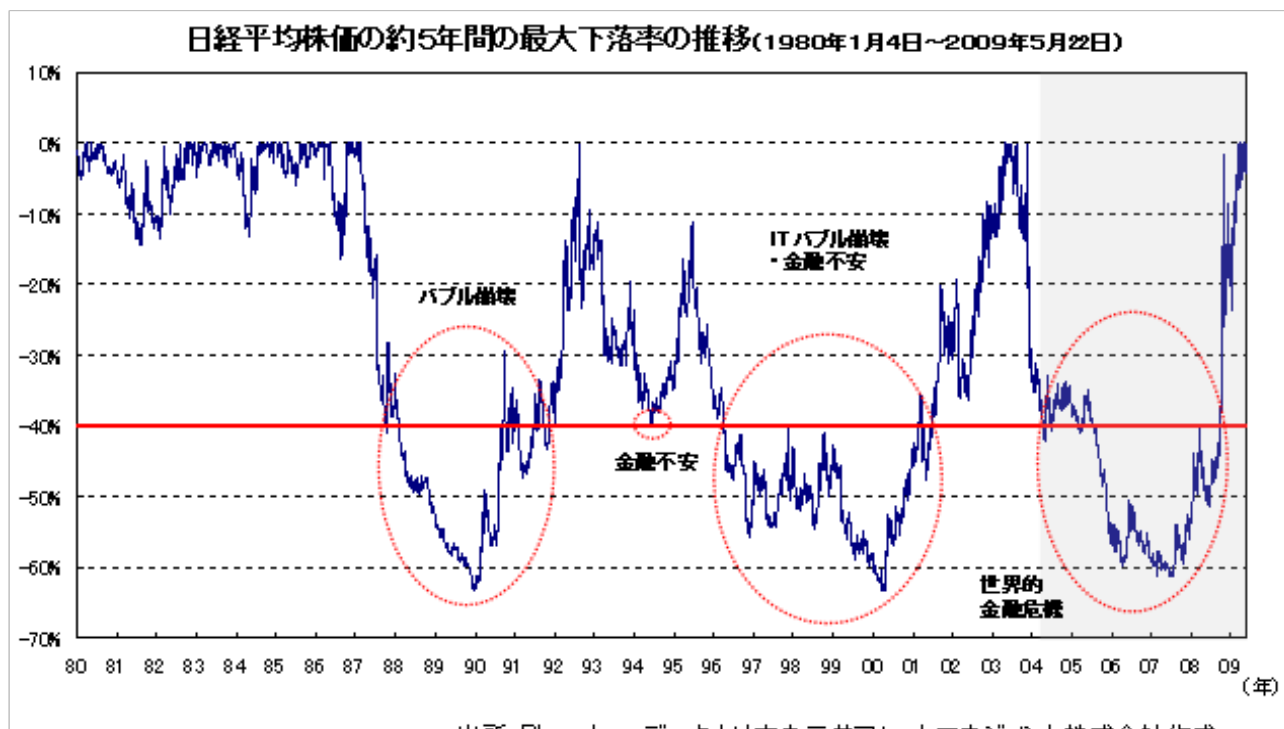
中途解約される場合、元本確保の手当てはなされておりません。このため、日経平均株価の変動等によって投資家の皆様に損失が生ずることとなるおそれがあります。また、日経平均株価が大きく上昇しても基準価額にその値動きが反映されず、株価上昇のメリットを享受できません。

ご参考

過去の日経平均株価の推移を見ると、約5年間に一度でも40%以上下落したのは、バブルの崩壊後、金融不安時、ITバブルの崩壊後や世界的金融危機などの局面でした。



出所: Bloombergデータより中央三井アセットマネジメント株式会社作成



出所: Bloombergデータより中央三井アセットマネジメント株式会社作成

上記グラフの約5年間の最大下落率は、各時点スタート時点とし、スタート時点の日経平均株価とその後の約5年間に於ける日経平均株価の最安値とを比較しており、以下の式により算出しています。

最大下落率 = (各スタート時点以降約5年間に於ける日経平均株価の最安値 ÷ 各スタート時点の日経平均株価) - 1

なお、灰色で示した部分は期間が短いため、各時点と2009年5月22日までの日経平均株価の最安値との比較を表示しておりますので、ご参考値としてご覧ください。

上記変動率は、当ファンドの株価観察期間（注）中の営業日数（1,199営業日）を約5年間として算出しております。

上記グラフは過去のデータに基づき中央三井アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、市場動向を示唆・保証するものではありません。

上記グラフのコメントは日経平均株価の下落に影響を与えたと考えられる主な出来事を表記しております。

（注）株価観察期間：平成20年10月10日から平成25年8月30日まで

（２）【ファンドの仕組み】

委託会社及びファンドの関係法人の役割

委託会社 中央三井アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

受託会社 中央三井アセット信託銀行株式会社

（再信託受託会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

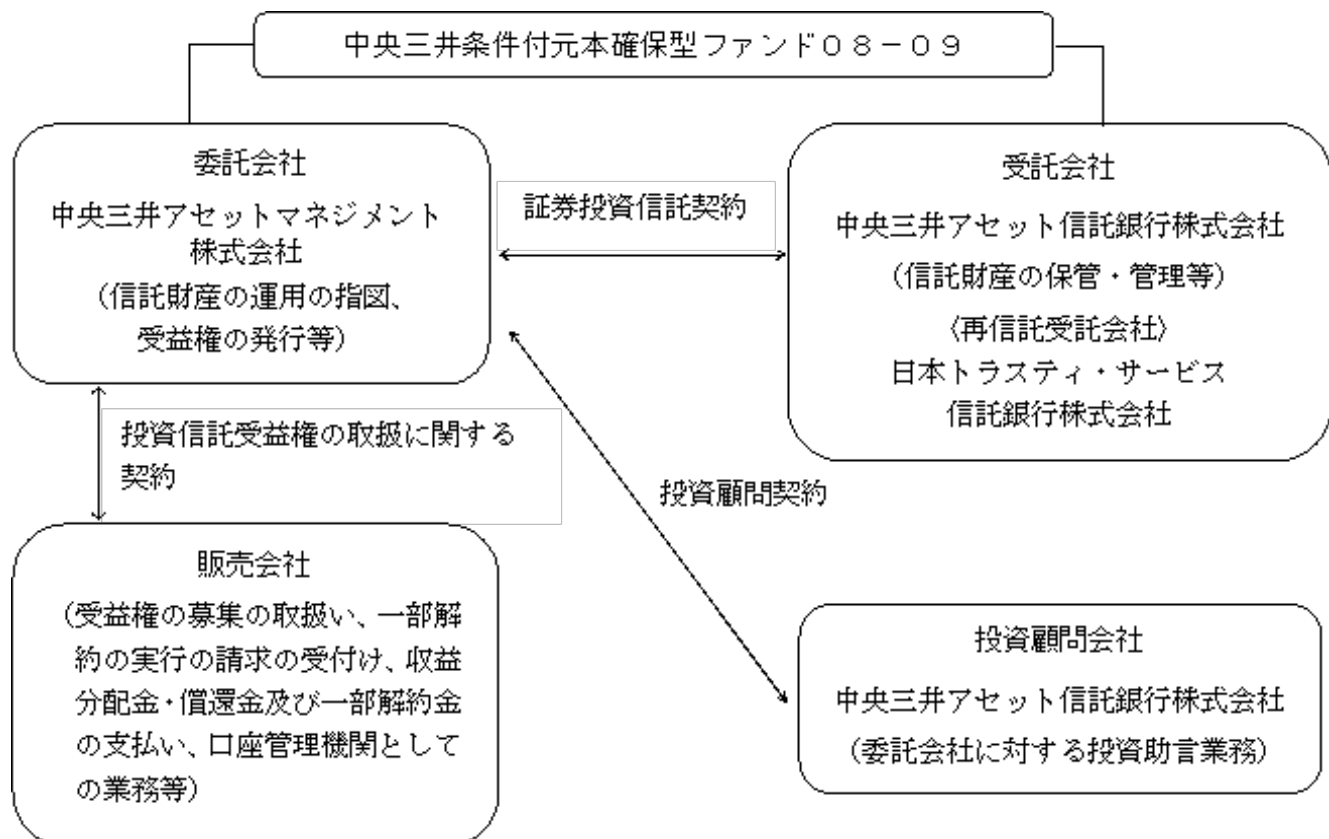
販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

投資顧問会社 中央三井アセット信託銀行株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対する投資助言業務を行います。

ファンドの関係法人



委託会社と関係法人との契約の概要

	概 要
委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、当該信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づいて締結されています。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等に係る事務の内容等が定められています。
委託会社と投資顧問会社との契約 「投資顧問契約」	委託会社に対する投資助言に関する事項が定められています。

委託会社の概況

A．資本金の額：3億円（平成21年6月24日現在）

B．委託会社の沿革

昭和61年9月：三信投資顧問株式会社（三井信託銀行グループの投資顧問会社）として設立

昭和62年2月：投資顧問業法に基づく登録

昭和62年9月：投資一任業務の認可取得

平成11年7月：中信投資顧問株式会社（中央信託銀行グループの投資顧問会社）と合併し「中央三井アセットマネジメント株式会社」に社名変更

平成12年3月：証券投資信託委託業務認可取得

C．大株主の状況（平成21年6月24日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	5,050株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、日経平均株価（日経225）の値動きによって償還条件が決定される仕組みのユーロ円債を主要投資対象とし、安定した収益の確保及び定期分配を目指して運用を行います。

投資態度

- A．株価観察期間（平成20年10月10日から平成25年8月30日までの期間をいいます。以下同じ。）中の日経平均株価（日経225）の値動きによって償還条件が決定される仕組みの、ユービーエス・ジー・ロンドン支店が発行するユーロ円債に投資し、可能な限り高位に組み入れます。
- B．日経平均株価の値動きに応じて、償還価額が以下になることを目指します。
- a．第2計算期間から第9計算期間までの各期間において、毎年2月及び8月の各月の最終営業日（以下「株価判定日」といいます。）における日経平均株価の終値が、スタート株価（平成20年9月30日から平成20年10月6日までの5営業日の日経平均株価の終値の平均値（円未満切捨て）をいいます。以下同じ。）以上である場合（下記b．の条件を満たしている場合を含みます。）は、そのスタート株価以上となった当該株価判定日の属する計算期間の末日において、早期償還するものとし、この場合においては、償還価額が、投資元本（1万口につき1万円）に当該計算期間の目標分配額（設定当初に組み入れたユーロ円債の条件を基に委託会社が定める各計算期間における1万口当たりの収益分配の目標額をいいます。以下同じ。）を加算した額となることを目標とします。
- b．上記a．による早期償還が行われなかった場合、株価観察期間中の日経平均株価の終値がスタート株価に対して40%以上下落するか否かにより、以下のように償還価額が決定します。
- ）株価観察期間中の日経平均株価の終値がスタート株価に対して一度も40%以上下落しなかった場合には、当初予定の償還日（平成25年9月24日）に償還し、償還価額が、投資元本に最終計算期間の目標分配額を加算した価額となることを目標とします。
- ）株価観察期間中の日経平均株価の終値がスタート株価に対して一度でも40%以上下落した場合は、当初予定の償還日に償還し、償還価額が、エンド株価（平成25年8月30日の日経平均株価の終値（円未満切上げ）をいいます。以下同じ。）のスタート株価比（ただし100%を上限とします。）に投資元本を乗じて得た額に最終計算期間の目標分配額を加算した価額となることを目標とします。
- C．投資したユーロ円債については、一部解約の対応で売却する部分を除き継続保有し、銘柄入替えを行わないことを原則とします。
- D．ただし、投資したユーロ円債の発行体の信用状況が著しく低下した場合等は、当該ユーロ円債を全て途中売却することがあり、その場合には信託契約を期間途中で解約し、信託を終了させます。この場合、目標とする償還価額が確保されない可能性があります。
- E．中央三井アセット信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、中央三井アセット信託銀行株式会社の運用部門から投資情報等の提供を受け活用します。
- F．なお、スタート株価の決定期間、株価判定日又はエンド株価の決定日に、何らかの事情により日本経済新聞社又は金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所所有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）などにおいて日経平均株価の算出・発表が停止となった場合には、組入れたユーロ円債の発行条件に則して、スタート株価の決定期間や決定方法、株価判定日又はエンド株価の決定日を変更することや、組入れたユーロ円債の計算代理人が適切と判断する値であり、かつ、委託会社が適切と判断する値を用いて決定することがあります。
- G．資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたときには、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

A. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記(5) J.、K.及びL.に定めるものに限り、)

ハ. 金銭債権(上記イ.、ロ.及び下記ニ.に掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 約束手形(上記イ.に掲げるものに該当するものを除きます。)

B. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として次に掲げる有価証券(本邦通貨表示のものに限り、)(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証券

9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券

12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証券で、上記1.から11.までの証券又は証券の性質を有するもの

13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)

14. 投資証券又は外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. オプションを表示する証券又は証券(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)

17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)

20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券又は証券並びに上記12.及び17.の証券又は証券のうち上記1.の証券又は証券の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券並びに上記12.及び17.の証券又は証券のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.の証券及び上記14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

運用指図できる金融商品

A．委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

B．金融商品による運用の特例

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記Aに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

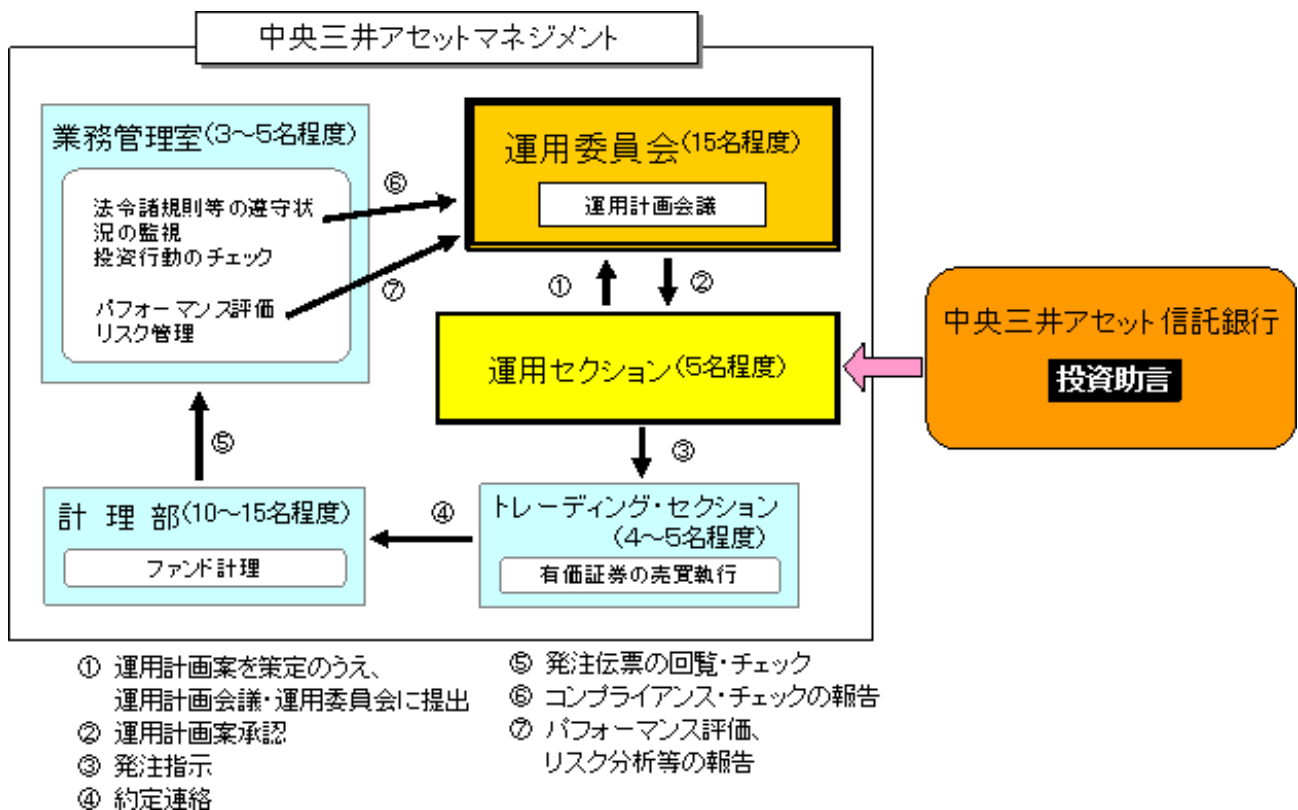
当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

投資信託約款あるいは前記「(1)投資方針」に基づき運用を行います。

運用セクションが組入有価証券の決定、短期金融資産の運用、ポートフォリオ構築を行います。

第一種金融商品取引業者等への発注はトレーディング・セクションが行い、リスク管理部門が、運用方針・運用計画との整合性や投資制限の遵守状況をチェックします。

<ファンドの運用体制>



上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

委託会社のファンドの運用に関する社内規定として、信託財産等運用管理規程があり、委託会社がファンドの運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を定めています。また、ファンドの運用におけるリスク管理に関する基本的な事項を定めた社内規定として運用リスク管理規程があります。

委託会社は、ファンドの関係法人である再信託受託会社に対する管理・統制としては、モニタリングの一環として外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を入手し査閲するなど、“外部業務委託の適切性”に関する定期的確認を基本的枠組として運営しています。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

分配対象額は、元本超過額又は経費控除後の配当等収益のいずれか多い金額とします。

収益分配金額については、委託会社が、当ファンド設定当初に定める目標分配額を参考に、基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

A. 株式への投資割合

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

B. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

C. 新株引受権証券等への投資割合

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

D. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

E. 同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

F. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

G. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

H. 投資する株式等の範囲

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 上記イ.の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

I. 信用取引の指図範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ.の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- Ｊ．先物取引等の運用指図
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- Ｋ．スワップ取引の運用指図
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- Ｌ．金利先渡取引の運用指図
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- Ｍ．有価証券の貸付の指図及び範囲
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の
- a．及びb．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- a．株式の貸付は、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- b．公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ．信託財産の一部解約等の事由により、上記イ．a．及びb．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付けに当たり、担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- Ｎ．公社債の空売りの指図及び範囲
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有していない公社債又は

- 借入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ．上記イ．の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記□．の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ．公社債の借入れの指図及び範囲
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図することができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ．上記イ．の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記□．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ．上記イ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- P．有価証券売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- Q．再投資の指図
- 委託会社は、上記P．の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- R．資金の借入れ
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ハ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- S．受託会社による資金の立替え
- イ．信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- ．信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ハ．上記イ．及び□．の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。
- T．利害関係人等との取引等
- イ．受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する

利害関係人をいいます。以下イ．及びロ．において同じ。) 、信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託会社における他の信託財産との間で、前記(2) に掲げる資産への投資等並びに上記 I ．から R ．までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

ロ．受託会社は、受託会社がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託会社又は受託会社の利害関係人の計算で行うことができるものとし、なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

ハ．委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託会社、その取締役、執行役及び委託会社の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4 に規定する親法人等又は子法人等をいいます。) 又は委託会社が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前記(2) に掲げる資産への投資等並びに上記 I ．から R ．までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託会社は、委託会社の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

ニ．上記イ．からハ．までの場合、委託会社及び受託会社は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

関連法令に基づく投資制限

A ．発生し得る危険に対応する額として算出した額が運用財産の純資産額を超える場合におけるデリバティブ取引に関する制限

(金融商品取引法第42条の2 第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。) を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

B ．同一の法人の発行する株式への投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、次のイ．に掲げる数がロ．に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

イ．その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。ロ．において同じ。) の総数

ロ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 当ファンドは主に日経平均株価（日経225）の値動きによって償還条件が決定される仕組みの期間約5年の特定のユーロ円債を可能な限り高位に組入れて、一部解約の対応で売却する部分を除き当該債券を継続保有し、銘柄入替えを行わないことを原則とします。このため、当ファンドの基準価額は、当該ユーロ円債の価格変動等を反映し、下落することがあります。組入れた債券の価格は主に日経平均株価（日経225）の変動、金利の変動及び発行体の信用状況の変化等の影響を受けます。従って当ファンドに元本保証はなく、投資家の皆様の投資元本を割り込むことがあります。

また、当ファンドは預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。金融商品取引業者以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に以下のものがあります。

株価（日経平均）変動リスク

当ファンドでは、株価観察期間中の日経平均株価（日経225）の日々の終値がスタート株価に対して一度でも40%以上下落した場合、当ファンドの満期償還時の償還価額に係る元本確保の手当てが消滅します。また、投資家の皆様が中途換金される場合、元本確保の手当てはなされておりません。このため、日経平均株価（日経225）の変動によって投資家の皆様に損失が生ずることとなるおそれがあります。

金利変動リスク

組入れたユーロ円債の価格は、上記日経平均株価（日経225）変動の影響の他、金利変動の影響を受けます。このため、基準価額が下落し、投資家の皆様に損失が生ずることがあります。

（注）一般に、金利が上昇（下落）した場合には、債券価格は下落（上昇）しますが、当ファンドが投資しているユーロ円債は、上記日経平均株価（日経225）変動の影響を受けることから、金利変動による値動きは一般的な債券価格の動き方とは異なります。

信用リスク

当ファンドは、主としてユービーエス・エー・ジー・ロンドン支店が発行する特定のユーロ円債に投資しているため、ユービーエス・エー・ジーの業務又は財産の状況の変化により投資家の皆様に損失が生ずるおそれがあります。

また組入れたユーロ円債の発行体の信用状況の変化等により組入れたユーロ円債を全て途中売却し、ファンドを償還する場合は、組入れたユーロ円債の時価が大幅に下落し当ファンドに大きな売却損が発生することがあります。

流動性リスク

解約（毎月の最終営業日を解約約定日とする一部解約や特別な事情による特別解約）による資金流出に伴い、組入れているユーロ円債を相当金額売却せざるを得ない場合に、市況動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、期待する価格での取引ができず当ファンドの基準価額が下落し、投資家の皆様に損失が生ずることがあります。

「特別解約」とは後記「第二部 ファンドの詳細情報 第2 手続等 2 換金（解約）手続等（2） a. から e. で規定する事由による一部解約」をいいます。

その他の留意事項

- A. 当ファンドは特定のユーロ円債を可能な限り高位に組入れているため、投資リスクが顕在化した場合には、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託と比較して、大きな影響を被ります。
- B. 当ファンドが投資しているユーロ円債等に債務不履行が発生した場合あるいは予想される場合には、当該ユーロ円債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となるため、投資元本を下回ることがあります。
- C. 当ファンドは、特定のユーロ円債に投資していますが、当該債券は円建てで発行されていますので、為替リスクはありません。

- D．当ファンドが組入れたユーロ円債の価格は、一般に、日経平均株価が下落(上昇)すると下落(上昇)する傾向があると考えられますが、日々連動するものではありません。また、当該ユーロ円債の償還価額は額面金額を上限とするため、日経平均株価が大きく値上がりしても、当該ユーロ円債の市場価額は額面金額を大きく上回ることにはないと考えられます。このため、日経平均株価(日経225)が上昇しても当ファンドの基準価額の上昇は限定的であり、日経平均株価(日経225)の変動率と当ファンドの基準価額の変動率は異なります。
- E．満期償還する場合で、株価観察期間中の日経平均株価の日々の終値がスタート株価に対して一度でも40%以上下落した場合、エンド株価の水準によっては、償還価額が10,000円を下回る可能性があります。また、エンド株価がスタート株価未満となった場合、その価格差が大きければ大きいほど償還価額の水準は低くなります。
- F．当ファンドにおける目標分配額、償還価額、元本確保等の投資成果に関する記述は、組入れたユーロ円債から予定どおりに利払い金や償還金を受け取った場合のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- また投資家の皆様が中途換金される場合、基準価額の水準によっては、投資元本を下回ることがあります。
- G．スタート株価の決定期間、株価判定日又はエンド株価の決定日に、何らかの事情により日本経済新聞社(日本経済新聞デジタルメディア社を含みます。)又は金融商品取引所などにおいて日経平均株価の算出・発表が停止となった場合には、組入れたユーロ円債の発行条件に則して、スタート株価の決定期間や決定方法、株価判定日又はエンド株価の決定日を変更することや、組入れたユーロ円債の計算代理人が適切と判断する値であり、かつ、委託会社が適切と判断する値を用いて決定することがあります。
- H．組入れたユーロ円債の発行体が属する国・地域等における、政治・経済情勢の変化、各種規制等が基準価額に影響を与える可能性があります。
- I．資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたときには、記載した内容の運用が行えない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

当ファンドの運用制限の遵守状況のチェック、リスク分析については運用セクションから組織的に独立したセクションが行い、その分析結果を運用委員会に報告する体制としております。

法令諸規則、約款等に定められた運用制限の遵守状況は、業務管理室が日々チェックしております。指摘事項については、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

業務管理室において、リスクのモニタリング、パフォーマンス分析等を行っております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

(3) 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

平成20年9月1日から平成20年9月29日までの募集期間中において、販売会社によって当ファンドの受益権の募集の取扱いが行われました。申込手数料に関する概要は以下のとおりです。

申込手数料は、買付金額（1円×取得口数）に対し、2.1%（税抜2.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、委託会社のお客さま相談窓口（ ）又は販売会社までお問い合わせください。

電話：03-5440-0190

受付時間：営業日の9時～17時（本邦金融商品取引所が半日立会の場合は9時～正午）

金額指定でお申込みの場合には申込金額（買付金額に申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を加えた総額）から申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を差し引きます。

申込手数料及び消費税等相当額は買付金額支払い時に合わせてお支払いいただきます。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありませんが、下記又はの信託財産留保額が控除されます。

受益者が、毎月の最終営業日を解約約定日として、その各解約約定日の属する月の1日（当日が休業日の場合は、翌営業日とします。）より、当該解約約定日の3営業日前までの間に、委託会社に一部解約の実行を請求する場合、一部解約の価額は、解約約定日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者（受益者の死亡の場合はその相続人）が、平成20年10月10日から平成25年9月13日までの期間において、次の事由により委託会社に一部解約の実行を請求する場合、

- 1．受益者が死亡したとき
- 2．受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- 3．受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
- 4．受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- 5．その他上記1．から4．までに準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき

一部解約の価額は、一部解約受付日（一部解約の実行の請求を受付けた日）から起算して4営業日目（日）の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額とし

て控除した価額とします。

受益者の手取額は、当該一部解約の価額から後記「（５）課税上の取扱い」「個人の受益者に対する課税」もしくは「法人の受益者に対する課税」に記載の税金を差引いた金額となります。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額及びその配分は、毎日、信託財産の元本総額に以下の率を乗じて得た額とします。

第 1 計算期間 及び 第 2 計算期間	信託報酬	毎日、信託財産の元本総額に対し年1.134%（税抜 1.08%）	
	（信託報酬の配分）	委託会社	0.525%（税抜 0.5%）
		受託会社	0.0525%（税抜 0.05%）
		販売会社	0.5565%（税抜 0.53%）
第 3 計算期間 以降	信託報酬	毎日、信託財産の元本総額に対し年0.2625%（税抜 0.25%）	
	（信託報酬の配分）	委託会社	0.1575%（税抜 0.15%）
		受託会社	0.0525%（税抜 0.05%）
		販売会社	0.0525%（税抜 0.05%）

上記の信託報酬は、毎計算期間の末日又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。

上記の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引に要する費用等は、信託財産中から支弁しま

す。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

- A . 収益分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。
- B . 一部解約時及び償還時の譲渡益が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、平成21年から平成23年までにおいては10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。
- C . 一部解約時及び償還時の損失の金額については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。

詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金並びに一部解約時及び償還時の元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率（ ）で源泉徴収され法人の受取額となります。

益金不算入制度は適用されません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%（所得税のみ）の税率は15%（所得税のみ）となります。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の記載事項は、平成21年4月30日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	イギリス	27,742,536	98.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		510,526	1.81
合計(純資産総額)		28,253,062	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

種類	銘柄 償還年月日 クーポン利率	額面 金額 (円)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
社債券	UBS AG LONDON 2013/9/13 (注2)	40,720,000	100.00	40,720,000	68.13	27,742,536	98.19

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2)クーポン利率：2008年10月14日から2009年3月12日まで年率10.830%、2009年3月13日から2009年9月12日まで年率9.225%、2009年9月13日から2010年3月12日まで年率1.335%、2010年3月13日から2010年9月12日まで年率1.310%、2010年9月13日から2011年3月12日まで年率1.335%、2011年3月13日から2011年9月12日まで年率1.310%、2011年9月13日から2012年3月12日まで年率1.325%、2012年3月13日から2012年9月12日まで年率1.310%、2012年9月13日から2013年3月12日まで年率1.335%、2013年3月13日から2013年9月12日まで年率1.015%です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	国/地域	投資比率
社債券	イギリス	98.19 %
合計		98.19 %

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）	1万口当たりの 基準価額（円）
第1期計算期間（平成21年3月24日現在）（分配付）	29,432,679	7,227
第1期計算期間（平成21年3月24日現在）（分配落）	27,884,991	6,847
平成20年9月末日	40,727,811	10,000
平成20年10月末日	30,243,502	7,426
平成20年11月末日	30,899,990	7,587
平成20年12月末日	31,994,636	7,856
平成21年1月末日	29,971,552	7,359
平成21年2月末日	27,484,456	6,748
平成21年3月末日	26,622,932	6,537
平成21年4月末日	28,253,062	6,937

【分配の推移】

	1万口当たりの収益分配金
第1期計算期間	380.00 円

【収益率の推移】

	収益率
第1期計算期間（自平成20年9月30日 至平成21年3月24日）	27.7 %

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初募集時の発行価額（1万口当たり10,000円）を使用しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年9月30日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

平成20年9月1日から平成20年9月29日までの募集期間中において、販売会社によって当ファンドの受益権の募集の取扱いが行われました。その概要は以下のとおりです。

(1) 募集の取扱いの期間と受付時間

当ファンドは申込期間（平成20年9月1日から平成20年9月29日まで）において、毎営業日お申込みいただけます。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(2) 募集取扱いの単位

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、委託会社のお客さま相談窓口（ ）又は販売会社までお問い合わせください。

電話：03-5440-0190

受付時間：営業日の9時～17時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は9時～正午）

(3) 発行価格

受益権1口当たり1円とします。

(4) 申込の際に負担するコストの有無

申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額をご負担いただきます。

申込手数料は、買付金額（1円×取得口数）に対し、2.1%（税抜2.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込に係る制限

申込みの中止について

投資するユーロ円債の発行総額が限られているため、委託会社の判断で申込の受付けを停止することがあります。

やむを得ない事情があるとき等

金融商品取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の取得申込みの受付けを中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

ファンドの設定中止について

投資するユーロ円債の発行体の信用状況の変化、募集額が10億口を下回った場合、急激な市場環境の変化等、委託会社の判断でファンドの設定を中止することがあります。

(6) その他

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。このため販売会社は有価証券取引に係る総合約款を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出していただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、信託

設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、毎月の最終営業日を解約約定日として、その各解約約定日の属する月の1日（当日が休業日の場合は、翌営業日とします。）より、当該解約約定日の3営業日前までの間に、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、信託期間の終了日の属する月は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了 A. 二.」の規定に基づきこの信託を解約し、信託を終了することとなった場合には、当該株価判定日の翌営業日以降における一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

(注) 一部解約の実行の請求の受け付けは、解約の実行を請求できる期間の最終日についてのみ午後3時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該受付期間最終日の午後3時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は午前11時）を過ぎての受け付けは当該受付期間の次の受付期間の取扱いとさせていただきます。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、受益者（受益者の死亡の場合はその相続人）は、平成20年10月10日から平成25年9月13日までの期間において、次の事由により、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、その場合でも、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了 A. 二.」の規定に基づきこの信託を解約し、信託を終了することとなった場合には、当該株価判定日の属する計算期間の末日の5営業日前の日までとします。

この場合、当該一部解約の実行の請求を受けた日を、一部解約受付日とします。

- a. 受益者が死亡したとき
- b. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- c. 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
- d. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- e. その他上記 a. から d. までに準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき

(注) 一部解約の実行の請求の受け付けは、営業日の午後3時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受け付けは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(3) 受益者が上記(1)及び(2)の一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。この場合において、受益者が、上記(2) a. から e. に規定する事由によりその請求をするときは、販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求められるものとします。

(4) 委託会社は、上記(1)及び(2)の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

(5) 上記(1)の一部解約の価額は、解約約定日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

なお解約価額につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、委託会社のお客さま相談窓口（ ）又は販売会社までお問い合わせください。

電話：03 - 5440 - 0190

受付時間：営業日の9時～17時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は9時～正午）

(6) 上記(2) a. から e. に規定する事由により一部解約の実行の請求をするときの一部解約の価額

は、一部解約受付日から起算して4営業日目の日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

なお解約価額につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、委託会社のお客さま相談窓口()又は販売会社までお問い合わせください。

電話：03 - 5440 - 0190

受付時間：営業日の9時～17時(本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は9時～正午)

- (7) 委託会社は、金融商品取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記(1)及び(2)による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、及び既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- (8) 上記(7)の規定により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の請求を受け付けたものとして上記(6)の規定に準じて計算された価額とします。
- (9) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (10) 委託会社は、上記(9)の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了」の規定に従います。
- (11) 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）に掲載しております。

販売会社の詳細につきましては、委託会社のお客さま相談窓口（ ）又は販売会社までお問い合わせください。

電話：03 - 5440 - 0190

受付時間：営業日の9時～17時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は9時～正午）

当ファンドの主たる投資対象としている資産及び基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法

A．当ファンドは主に日経平均株価の値動きによって償還条件が決定される仕組みの期間約5年の特定のユーロ円債に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は、当該債券等の価格変動を反映します。

B．当該ユーロ円債は、個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価で評価しております。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成20年9月30日）から平成25年9月24日までとします。

委託会社は、下記（5）の事項に該当することとなった場合には、この信託契約を解約し信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年3月25日から9月24日まで、及び9月25日から翌年3月24日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成20年9月30日から平成21年3月24日までとします。

上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記（3）に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

当ファンドの信託期間は上記（3）に定める期間とします。ただし、下記の場合においては、この信託契約を解約し信託を終了させることがあります。

A．委託会社の所定の手続きを経て信託を終了させる場合

イ．受益権の口数が10億口を下回った場合

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．受益者に有利な場合又はやむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社

と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ハ．投資したユーロ円債の発行体の信用状況の著しい低下等により、当該ユーロ円債を全て途中売却した場合

委託会社は、信託期間中において、投資したユーロ円債の発行体の信用状況の著しい低下等により、当該ユーロ円債を全て途中売却した場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ニ．株価判定日における日経平均株価の終値が、スタート株価以上となった場合

委託会社は、第2計算期間から第9計算期間までの各期間において、株価判定日における日経平均株価の終値が、スタート株価以上となった場合には、そのスタート株価以上となった当該株価判定日の属する計算期間の末日において、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ホ．所定の手続き

- a．委託会社は、上記イ．からニ．までの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、上記イ．及びロ．の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c．上記b．の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c．において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．上記b．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e．上記b．からd．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記ハ．又はニ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b．からd．までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

B．監督官庁の命令

- イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、下記 の規定に従います。

C．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、上記A．ホ．に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

D．受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記 の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

A．委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

B．委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

A．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

B．委託会社は、上記A．の事項（上記A．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

C．上記B．の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下C．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

D．上記B．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

E．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

F．上記B．からE．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

G．上記A．からF．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

信託契約の解約又は重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約又は重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續きに関する事項は、上記 A．ホ．b．又は B．に規定する書面に付記します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託財産の管理

A．信託業務の委託等

イ．受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合するもの（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下八．及び において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

□．受託会社は、上記イ．に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記イ．１．から４．までに掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

八．上記イ．及び□．にかかわらず、受託会社は、次の１．から４．までに掲げる業務を、受託会社及び委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務

３．委託会社のみの方針により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

B．混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下B．において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

C．信託財産の登記等及び記載等の留保等

イ．信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

□．上記イ．ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは速やかに登記又は登録をするものとします。

八．信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

二．動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、あらかじめ受益者からお申し出いただいた住所にお届けいたします。また、販売会社でもお受取りいただけます。

関係法人との契約の更改等に関する手続き、変更した場合の開示方法

A．委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」

イ．「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は、有効期間満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

□．上記イ．の契約を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

B．委託会社が投資顧問会社と締結している「投資顧問契約」

イ．「投資顧問契約」の有効期間は、有効期間満了日の1ヶ月前までに委託会社又は投資顧問会社から契約終了の申し出がない限り、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

□．上記イ．の契約を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

信託事務処理の再委託

A．受託会社は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託会社の利害関係人を含みます。）と信託契約を締結し、これを再委託することができます。

- B. 上記A.における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
- C. 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、受託会社の利害関係人である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日までの日)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。)に対する支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金については、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(償還日)後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日までの日)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。)に対する支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等(1)」に規定する一部解約金は、解約約定日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。また、前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等(2)」a. からe. に規定する事由による一部解約金は、一部解約受付日から起算して、原則として、8営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(4) 投資信託約款等重要事項変更時の反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要(5)その他 反対者の買取請求権」をご参照ください。

(5) 受益権均等分割

受益者は、所有する振替受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(6) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(7) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社又は受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第4【ファンドの経理状況】

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年9月30日から平成21年3月24日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

中央三井条件付元本確保型ファンド08-09

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (平成21年3月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,828,110
社債券		27,718,104
未収利息		113,205
流動資産合計		29,659,419
資産合計		29,659,419
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		1,547,688
未払受託者報酬		10,350
未払委託者報酬		212,316
その他未払費用		4,074
流動負債合計		1,774,428
負債合計		1,774,428
純資産の部		
元本等		
元本		40,728,653
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		12,843,662
純資産合計		27,884,991
負債純資産合計		29,659,419

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自平成20年9月30日 至平成21年3月24日)
営業収益	
受取利息	1,932,662
有価証券売買等損益	13,001,896
営業収益合計	11,069,234
営業費用	
受託者報酬	10,350
委託者報酬	212,316
その他費用	4,074
営業費用合計	226,740
営業損失()	11,295,974
経常損失()	11,295,974
当期純損失()	11,295,974
分配金	1,547,688
期末剰余金又は期末欠損金()	12,843,662

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 1 期 自 平成20年 9 月30日 至 平成21年 3 月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価で評価しております。
2. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年3月25日から9月24日まで、及び9月25日から翌年3月24日までとなっておりますが、第1期計算期間は信託約款の定めにより、平成20年9月30日から平成21年3月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 (平成21年 3 月24日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	40,728,653 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 12,843,662 円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6847 円 (6,847 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 1 期 自 平成20年 9 月30日 至 平成21年 3 月24日

分配金の計算過程	A 当ファンドの配当等収益額	1,932,662 円
	B 経費	226,740 円
	C 差引配当等収益額 (A - B)	1,705,922 円
	D 当ファンドの当期末残存受益権口数	40,728,653 口
	E 当ファンドの期中平均残存受益権口数	40,728,653 口
	F 分配対象配当等収益額 (C × D / E)	1,705,922 円
	G 元本超過額	11,295,974 円
	H 分配可能額 (F > G)	1,705,922 円
	I 一万口当たり分配可能額 (H / D × 10,000)	418.85 円
	J 一万口当たり分配額	380.00 円
	K 収益分配金額 (J × D / 10,000)	1,547,688 円

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 平成20年 9月30日 至 平成21年 3月24日
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第 1 期 自 平成20年 9月30日 至 平成21年 3月24日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 . 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第 1 期 自 平成20年 9月30日 至 平成21年 3月24日
設定年月日	平成20年 9月30日
設定元本額	40,728,653 円
期首元本額	40,728,653 円
元本残存率	100.0 %

2 . 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 1 期 (平成21年 3月24日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
社債券	27,718,104	13,001,896

合計	27,718,104	13,001,896
----	------------	------------

(注) 社債券は、日経平均株価（日経225）の値動きによって償還条件が決定される仕組みのユーロ円債であります。当該ユーロ円債は、デリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品であり、複合金融商品全体を一体として時価評価しております。

3. デリバティブ取引関係

第1期（自平成20年9月30日 至 平成21年3月24日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	UBS AG LONDON 2013/9/13	40,720,000	27,718,104	
合計		40,720,000	27,718,104	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

不動産等明細表

該当事項はありません。

商品明細表

該当事項はありません。

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成21年4月30日

資産総額	28,300,728 円
負債総額	47,666 円
純資産総額(-)	28,253,062 円
発行済口数	40,728,653 口
1口当たり純資産額(/)	0.6937 円
1万口当たり純資産額	6,937 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期計算期間	40,728,653		40,728,653

(注1) 設定及び解約の実績は、全て本邦内における実績です。

(注2) 第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の募集に係る設定口数です。

(1) 【貸借対照表】

科目	第21期 平成19年3月31日		第22期 平成20年3月31日	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1. 現金	271			
2. 預金 2	701,025			
3. 現金・預金			615,636	
4. 有価証券 3	25,854			
5. 前払費用	356,186		397,534	
6. 未収委託者報酬	1,502,515		1,587,133	
7. 未収収益 2				
(1) 投資顧問報酬	837		493	
(2) その他	306		320	
8. 繰延税金資産	45,515		37,141	
9. その他 3	8,114		36,684	
流動資産 計	2,640,626	90.0	2,674,945	87.7
固定資産				
1. 有形固定資産 1				
(1) 建物	24,804		28,036	
(2) 器具備品	46,019		78,121	
有形固定資産 計	70,823	2.4	106,157	3.5
2. 無形固定資産				
(1) ソフトウェア	58,471		88,137	
(2) 電話加入権	1,847		1,847	
(3) 電話施設利用権	119		98	
無形固定資産 計	60,437	2.1	90,083	2.9
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券	65,000		65,000	
(2) 長期貸付金	47,188		44,788	
(3) 長期差入保証金	65,347		84,348	
(4) 預託金	1,000			
(5) 長期前払費用	5,871		5,510	
(6) 会員権	25,000		25,000	
(7) 貸倒引当金	47,188		44,788	
投資その他の資産 計	162,218	5.5	179,859	5.9
固定資産 計	293,480	10.0	376,100	12.3
資産合計	2,934,106	100.0	3,051,045	100.0

科目	第21期 平成19年3月31日		第22期 平成20年3月31日	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
1. 預り金		82,331		32,286
2. 未払金				
(1) 未払手数料 2	427,581		497,835	
(2) その他未払金	117,713	545,294	105,201	603,037
3. 未払費用		309,179		312,034
4. 未払法人税等		440,734		259,393
5. 未払消費税等		57,711		31,383
6. 賞与引当金		27,569		35,351
流動負債計		1,462,820		1,273,487
49.8				41.8
固定負債				
1. 退職給付引当金		7,780		11,007
2. 役員退職慰労引当金				8,150
固定負債計		7,780		19,157
0.3				0.6
負債合計		1,470,601		1,292,645
50.1				42.4
(純資産の部)				
株主資本				
1. 資本金		300,000		300,000
10.2				9.8
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		50,000		50,000
資本剰余金計		50,000		50,000
1.7				1.6
3. 利益剰余金				
(1) 利益準備金		25,401		25,401
(2) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		1,088,152		1,382,999
利益剰余金計		1,113,553		1,408,400
38.0				46.2
株主資本計		1,463,553		1,758,400
49.9				57.6
評価・換算差額等				
1. その他有価証券評価差額金		48		48
0.0				0.0
評価・換算差額等計		48		48
0.0				0.0
純資産合計		1,463,505		1,758,400
49.9				57.6
負債・純資産合計		2,934,106		3,051,045
100.0				100.0

(2) 【損益計算書】

科目	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)			第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		
	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業収益						
1. 委託者報酬		10,331,700			13,110,388	
2. その他営業収益						
(1) 投資顧問料	19,127	19,127		14,182	14,182	
営業収益計		10,350,827	100.0		13,124,570	100.0
営業費用						
1. 支払手数料 3		3,560,500			4,971,955	
2. 広告宣伝費		549,092			771,725	
3. 公告費		84			24,864	
4. 受益証券発行費		8,822			414	
5. 調査費						
(1) 調査費	177,345			226,207		
(2) 委託調査費	3,298,820	3,476,166		3,992,966	4,219,174	
6. 委託計算費		7,730			471	
7. 営業雑経費						
(1) 通信費	8,935			12,633		
(2) 印刷費	169,425			265,300		
(3) 協会費	10,509			13,076		
(4) 諸会費	62	188,932		57	291,066	
営業費用計		7,791,329	75.3		10,279,674	78.3
一般管理費						
1. 給料						
(1) 役員報酬 1	39,507			48,578		
(2) 給料・手当	353,244			461,290		
(3) 賞与	71,530	464,282		103,468	613,337	
2. 役員退職金		2,300			800	
3. 福利厚生費		116,815			156,327	
4. 交際費		811			1,596	
5. 旅費交通費		16,901			25,255	
6. 租税公課		22,310			11,419	
7. 不動産賃借料		69,059			82,419	
8. 退職給付費用		2,560			3,950	
9. 役員退職慰労引当金繰入					6,950	
10. 賞与引当金繰入		27,569			35,351	
11. 減価償却費		35,321			46,548	
12. 諸経費		379,531			483,651	
一般管理費計		1,137,463	11.0		1,467,609	11.2
営業利益		1,422,035	13.7		1,377,286	10.5

科目	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)			第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		
	金額(千円)	百分比 (%)		金額(千円)	百分比 (%)	
営業外収益						
1. 受取配当金	3,167			2,738		
2. 有価証券利息	66			64		
3. 受取利息	875			1,513		
4. 雑収入	76			3,796		
営業外収益 計	4,186	0.0		8,113	0.0	
営業外費用						
1. 雑損失	11,246			16,240		
営業外費用 計	11,246	0.0		16,240	0.1	
経常利益		1,414,975	13.7		1,369,159	10.4
特別利益						
1. 貸倒引当金戻入	2,400			2,400		
特別利益 計	2,400	0.0		2,400	0.0	
特別損失						
1. 固定資産除却損				814		
2. 役員退職慰労引当金繰入				13,600		
特別損失 計		0.0		14,414	0.1	
税引前当期純利益		1,417,375	13.7		1,357,144	10.3
法人税、住民税及び事業税	590,686			551,986		
法人税等調整額	14,556	576,129	5.6	8,340	560,326	4.2
当期純利益		841,245	8.1		796,817	6.1

(3)【株主資本等変動計算書】

第21期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高	300,000	50,000	50,000	25,401	1,200,000	282,136	1,507,538	1,857,538
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩額					1,200,000	1,200,000		
剰余金の配当						1,235,230	1,235,230	1,235,230
当期純利益						841,245	841,245	841,245
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計					1,200,000	806,015	393,984	393,984
平成19年3月31日残高	300,000	50,000	50,000	25,401		1,088,152	1,113,553	1,463,553

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	204	204	1,857,333
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩額			
剰余金の配当			1,235,230
当期純利益			841,245
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	156	156	156
事業年度中の変動額合計	156	156	393,828
平成19年3月31日残高	48	48	1,463,505

第22期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	300,000
	当期変動額	
	当期末残高	300,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	50,000
	当期変動額	
	当期末残高	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000
	当期変動額	
	当期末残高	50,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	25,401
	当期変動額	
	当期末残高	25,401
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	1,088,152
	当期変動額 剰余金の配当	501,970
	当期純利益	796,817
	当期末残高	1,382,999
利益剰余金合計	前期末残高	1,113,553
	当期変動額	294,847
	当期末残高	1,408,400
株主資本合計	前期末残高	1,463,553
	当期変動額	294,847
	当期末残高	1,758,400
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	48
	当期変動額（純額）	48
	当期末残高	
評価・換算差額等合計	前期末残高	48
	当期変動額	48
	当期末残高	
純資産合計	前期末残高	1,463,505
	当期変動額	294,895
	当期末残高	1,758,400

重要な会計方針

期別	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
項目		
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>(2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のあるもの</p> <p>(2) 時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	<p>定率法を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は、建物については主として13年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p>	<p>定率法を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p>
(2) 無形固定資産	<p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。</p>	同左
3. 引当金の計上基準		
(1) 貸倒引当金	<p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	同左
(2) 賞与引当金	<p>従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。</p>	同左
(3) 退職給付引当金	<p>従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による期末退職給付債務相当額を計上しております。</p>	同左
(4) 役員退職慰労引当金		<p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によって処理しております。</p>	同左
5. 消費税等の会計処理	<p>税抜方式を採用しております。</p>	同左

会計方針の変更

<p style="text-align: center;">第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)</p>	<p style="text-align: center;">第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)</p>
<p>1. 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,463,505千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>2.</p> <p>3.</p>	<p>1.</p> <p>2. 役員に対する退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号）及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）の公表を踏まえ、当事業年度から引当金を計上する方法を適用し、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益が6,950千円、税引前当期純利益が20,550千円減少しております。</p> <p>3. 法人税法の改正により、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>当該変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>

追加情報

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
	<p>法人税法の改正により、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。当該変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
<p>(貸借対照表) 前事業年度まで流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の流動負債の「その他未払金」に含まれている「未払消費税等」は30,795千円であります。</p>	

注記事項

1. 貸借対照表関係

項目	期別 第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 14,670千円 器具備品 119,739千円	建物 18,588千円 器具備品 141,460千円
2. 関係会社に対する主な資産・負債	資産 預金 701,025千円 未収収益 306千円 負債 未払手数料 418,032千円	
3. 担保資産	有価証券のうち、次のものは営業保証金として供託しております。 投資顧問業の営業保証金（25,000千円） 銘柄 第25回分離元本振替国債（5年） 貸借対照表価額 25,854千円 額面金額 26,000千円	その他のうち、次のものを供託しております。 取戻し手続中の投資顧問業の営業保証金（25,000千円） 預け金 26,000千円

2. 損益計算書関係

項目	期別 第21期 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)
1. 従業員の報酬限度額	取締役 年額 120,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内	
2. 固定資産除却損の内容		建物附属設備 814千円
3. 関係会社との取引	支払代行手数料 3,487,392千円	

3. 株主資本等変動計算書関係

期別	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)																																										
項目																																											
1. 発行済株式に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>5,050</td> <td></td> <td></td> <td>5,050</td> </tr> </tbody> </table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	5,050			5,050																												
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																																							
普通株式(株)	5,050			5,050																																							
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																																										
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。																																										
4. 配当に関する事項	<p>(1) 配当金支払額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額 (千円)</th> <th>1株当たり 配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年6月30日 定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>233,815</td> <td>46,300</td> <td>平成18年3月31日</td> <td>平成18年6月30日</td> </tr> <tr> <td>平成18年9月19日 取締役会</td> <td>普通株式</td> <td>600,950</td> <td>119,000</td> <td>平成18年9月30日</td> <td>平成18年9月30日</td> </tr> <tr> <td>平成19年3月29日 臨時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>400,465</td> <td>79,300</td> <td>平成19年3月28日</td> <td>平成19年3月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額 (千円)</th> <th>配当の 原資</th> <th>1株当たり 配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年6月29日 定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>100,495</td> <td>利益 剰余金</td> <td>19,900</td> <td>平成19年3月31日</td> <td>平成19年6月29日</td> </tr> </tbody> </table>					決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成18年6月30日 定時株主総会	普通株式	233,815	46,300	平成18年3月31日	平成18年6月30日	平成18年9月19日 取締役会	普通株式	600,950	119,000	平成18年9月30日	平成18年9月30日	平成19年3月29日 臨時株主総会	普通株式	400,465	79,300	平成19年3月28日	平成19年3月30日	決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	利益 剰余金	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日																																						
平成18年6月30日 定時株主総会	普通株式	233,815	46,300	平成18年3月31日	平成18年6月30日																																						
平成18年9月19日 取締役会	普通株式	600,950	119,000	平成18年9月30日	平成18年9月30日																																						
平成19年3月29日 臨時株主総会	普通株式	400,465	79,300	平成19年3月28日	平成19年3月30日																																						
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日																																					
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	利益 剰余金	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日																																					

期別	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)																																																
項目																																																	
1. 発行済株式に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>5,050</td> <td></td> <td></td> <td>5,050</td> </tr> </tbody> </table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	5,050			5,050																																		
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																																													
普通株式(株)	5,050			5,050																																													
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																																																
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。																																																
4. 配当に関する事項	<p>(1) 配当金支払額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額 (千円)</th> <th>1株当たり 配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年6月29日 定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>100,495</td> <td>19,900</td> <td>平成19年3月31日</td> <td>平成19年6月29日</td> </tr> <tr> <td>平成19年9月20日 臨時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>150,490</td> <td>29,800</td> <td>平成19年9月19日</td> <td>平成19年9月21日</td> </tr> <tr> <td>平成19年11月15日 取締役会</td> <td>普通株式</td> <td>100,495</td> <td>19,900</td> <td>平成19年9月30日</td> <td>平成19年11月29日</td> </tr> <tr> <td>平成20年3月26日 臨時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>150,490</td> <td>29,800</td> <td>平成19年12月31日</td> <td>平成20年3月27日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額 (千円)</th> <th>配当の 原資</th> <th>1株当たり 配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年6月26日 定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>150,490</td> <td>利益 剰余金</td> <td>29,800</td> <td>平成20年3月31日</td> <td>平成20年6月27日</td> </tr> </tbody> </table>					決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日	平成19年9月20日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年9月19日	平成19年9月21日	平成19年11月15日 取締役会	普通株式	100,495	19,900	平成19年9月30日	平成19年11月29日	平成20年3月26日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年12月31日	平成20年3月27日	決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	利益 剰余金	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日																																												
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日																																												
平成19年9月20日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年9月19日	平成19年9月21日																																												
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	100,495	19,900	平成19年9月30日	平成19年11月29日																																												
平成20年3月26日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年12月31日	平成20年3月27日																																												
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日																																											
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	利益 剰余金	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日																																											

4. リース取引関係

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少 額なため、注記を省略しております。	同左

5．有価証券関係

第21期 (平成19年3月31日)					第22期 (平成20年3月31日)				
1．その他有価証券で時価のあるもの					1．その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。				
区分	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)						
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 債券 その他									
小計									
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 債券	25,935	25,854	81						
合計	25,935	25,854	81						
2．当事業年度中に売却したその他有価証券 売却額 千円 売却益合計額 千円					2．当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				
3．時価評価されていない有価証券					3．時価評価されていない有価証券				
内容		貸借対照表計上額 (千円)			内容		貸借対照表計上額 (千円)		
その他有価証券 非上場株式		65,000			その他有価証券 非上場株式		65,000		
4．その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額					4．その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。				
区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)					
(債券) 国債	25,854								

6．デリバティブ関係

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

7. 退職給付関係

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 (平成19年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">7,780千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">7,780千円</td> </tr> </table> <p>(注) 退職給付債務は、簡便法により算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">2,560千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,560千円</td> </tr> </table> <p>(注) 退職給付費用は、簡便法により算定しております。</p>	退職給付債務	7,780千円	退職給付引当金	7,780千円	勤務費用	2,560千円	退職給付費用	2,560千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 (平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">11,007千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">11,007千円</td> </tr> </table> <p>(注) 退職給付債務は、簡便法により算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">3,950千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">3,950千円</td> </tr> </table> <p>(注) 退職給付費用は、簡便法により算定しております。</p>	退職給付債務	11,007千円	退職給付引当金	11,007千円	勤務費用	3,950千円	退職給付費用	3,950千円
退職給付債務	7,780千円																
退職給付引当金	7,780千円																
勤務費用	2,560千円																
退職給付費用	2,560千円																
退職給付債務	11,007千円																
退職給付引当金	11,007千円																
勤務費用	3,950千円																
退職給付費用	3,950千円																

8. 税効果会計関係

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">19,200千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">11,217千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">33,019千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,454千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">67,892千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">22,377千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">45,515千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	19,200千円	賞与引当金繰入超過額	11,217千円	未払事業税	33,019千円	その他	4,454千円	繰延税金資産小計	67,892千円	評価性引当額	22,377千円	繰延税金資産合計	45,515千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">18,224千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">14,384千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">19,725千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">11,578千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">63,912千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">26,771千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">37,141千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	18,224千円	賞与引当金繰入超過額	14,384千円	未払事業税	19,725千円	その他	11,578千円	繰延税金資産小計	63,912千円	評価性引当額	26,771千円	繰延税金資産合計	37,141千円
繰延税金資産																																	
貸倒引当金繰入超過額	19,200千円																																
賞与引当金繰入超過額	11,217千円																																
未払事業税	33,019千円																																
その他	4,454千円																																
繰延税金資産小計	67,892千円																																
評価性引当額	22,377千円																																
繰延税金資産合計	45,515千円																																
繰延税金資産																																	
貸倒引当金繰入超過額	18,224千円																																
賞与引当金繰入超過額	14,384千円																																
未払事業税	19,725千円																																
その他	11,578千円																																
繰延税金資産小計	63,912千円																																
評価性引当額	26,771千円																																
繰延税金資産合計	37,141千円																																

9. 関連当事者との取引関係

1. 親会社及び法人主要株主等

項目	第21期	第22期
	(平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	(平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 会社等の名称	親会社 中央三井信託銀行株式会社	
2. 住所	東京都港区	
3. 資本金	358,173百万円	
4. 事業の内容又は職業	銀行業務・信託業務	
5. 議決権等の所有(被所有) 割合	被所有 直接 50% 間接 50%	
6. 関係内容	役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資顧問 投資信託販売	
7. 取引の内容	投資信託に係る営業費用の支払(注1) 取引金額 3,487,392千円 未払手数料 418,032千円	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

2. 兄弟会社

項目	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 会社等の名称 2. 住所 3. 資本金 4. 事業の内容又は職業 5. 議決権等の所有（被所有） 割合 6. 関係内容 7. 取引の内容		親会社の子会社 中央三井信託銀行株式会社（注5） （注）親会社中央三井トラスト・ ホールディングス株式会社の 子会社 東京都港区 379,197百万円 銀行業務・信託業務 該当なし 役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託販売 投資信託に係る営業費用の支払（注1） 取引金額 4,752,651千円 未払手数料 475,539千円
1. 会社等の名称 2. 住所 3. 資本金 4. 事業の内容又は職業 5. 議決権等の所有（被所有） 割合 6. 関係内容 7. 取引の内容	親会社の子会社 三井アセット信託銀行株式会社 （注）親会社中央三井信託銀行株式 会社の親会社三井トラスト・ ホールディングス株式会社の 子会社 東京都港区 11,000百万円 信託業務 該当なし 役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託委託 投資顧問 支払投資顧問料（注2） 取引金額 3,242,366千円 未払費用 262,352千円 前払費用 327,765千円	親会社の子会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 （注）親会社中央三井トラスト・ ホールディングス株式会社の 子会社 東京都港区 11,000百万円 信託業務 該当なし 役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託委託 投資顧問 支払投資顧問料（注2） 取引金額 3,926,590千円 未払費用 265,697千円 前払費用 360,595千円
1. 会社等の名称 2. 住所 3. 資本金 4. 事業の内容又は職業 5. 議決権等の所有（被所有） 割合 6. 関係内容 7. 取引の内容		親会社の子会社 中央三井インフォメーションテク ロジー株式会社 （注）親会社中央三井トラスト・ ホールディングス株式会社の 子会社 東京都目黒区 200百万円 情報処理サービス業 該当なし 役員の兼任等 なし 事業上の関係 システムの管理・開発 委託 器具・備品の購入（注3） 取引金額 37,152千円 ソフトウェアの購入（注4） 取引金額 42,670千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注3) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

(注4) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

(注5) 平成19年10月1日付で親会社が中央三井信託銀行株式会社から中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に変更となっており、第22期の中央三井信託銀行株式会社との取引はすべて兄弟会社として集計し記載しております。

10. 1株当たり情報

項目	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 1株当たり純資産額	289,803円02銭	348,198円11銭
2. 1株当たり当期純利益	166,583円24銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	157,785円55銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
当期純利益(千円)	841,245	796,817
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株主に係る当期純利益 (千円)	841,245	796,817
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,050	5,050

11. 重要な後発事象

第21期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

(4) 中間貸借対照表

科目	第23期中間会計期間末 平成20年9月30日	
	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)		
流動資産		
1. 現金・預金	1,106,692	
2. 前払費用	224,200	
3. 未収委託者報酬	1,444,823	
4. 未収収益		
(1) 投資顧問報酬	406	
(2) その他	435	841
5. 繰延税金資産		40,896
6. その他 2		26,432
流動資産 計	2,843,887	88.4
固定資産		
1. 有形固定資産 1		
(1) 建物	31,843	
(2) 器具備品	67,447	
有形固定資産 計	99,291	3.1
2. 無形固定資産		
(1) ソフトウェア	86,043	
(2) 電話加入権	1,847	
(3) 電話施設利用権	88	
無形固定資産 計	87,979	2.7
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	65,718	
(2) 長期貸付金	43,588	
(3) 長期差入保証金	87,326	
(4) 長期前払費用	7,518	
(5) 会員権	25,000	
(6) 貸倒引当金	43,588	
投資その他の資産 計	185,562	5.8
固定資産 計	372,833	11.6
資産合計	3,216,721	100.0

		第23期中間会計期間末 平成20年9月30日	
科目	金額（千円）		構成比 （％）
（負債の部）			
流動負債			
1．預り金		2,316	
2．未払金			
(1) 未払手数料	473,901		
(2) その他未払金 3	100,975	574,876	
3．未払費用		301,698	
4．未払法人税等		276,980	
5．賞与引当金		40,193	
流動負債 計		1,196,064	37.2
固定負債			
1．退職給付引当金		14,391	
2．役員退職慰労引当金		16,400	
固定負債 計		30,791	0.9
負債合計		1,226,856	38.1
（純資産の部）			
株主資本			
1．資本金		300,000	9.3
2．資本剰余金			
(1) 資本準備金		50,000	
資本剰余金 計		50,000	1.6
3．利益剰余金			
(1) 利益準備金		25,401	
(2) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,614,745	
利益剰余金 計		1,640,146	51.0
株主資本 計		1,990,146	61.9
評価・換算差額等			
1．その他有価証券評価差額金		281	0.0
評価・換算差額等 計		281	0.0
純資産合計		1,989,864	61.9
負債・純資産合計		3,216,721	100.0

(5) 中間損益計算書

科目	第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)		百分比 (%)
	金額(千円)		
営業収益			
1. 委託者報酬		6,515,832	
2. その他営業収益		5,229	
営業収益 計		6,521,061	100.0
営業費用			
1. 支払手数料		2,567,572	
2. 広告宣伝費		218,283	
3. 受益証券発行費		250	
4. 調査費			
(1) 調査費	113,991		
(2) 委託調査費	1,941,552	2,055,544	
5. 委託計算費		36,998	
6. 営業雑経費			
(1) 通信費	7,707		
(2) 印刷費	153,932		
(3) 協会費	7,548		
(4) 諸会費	277	169,466	
営業費用 計		5,048,115	77.4
一般管理費			
1. 給料			
(1) 役員報酬	24,407		
(2) 給料・手当	270,049		
(3) 賞与	42,161	336,619	
2. 福利厚生費		93,912	
3. 交際費		1,651	
4. 寄付金		300	
5. 旅費交通費		14,288	
6. 租税公課		8,309	
7. 不動産賃借料		54,411	
8. 退職給付費用		3,434	
9. 役員退職慰労引当金繰入		10,650	
10. 賞与引当金繰入		40,193	
11. 減価償却費 1		29,945	
12. 諸経費		236,733	
一般管理費 計		830,450	12.7
営業利益		642,496	9.9

科目	第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)		
	金額(千円)		百分比 (%)
営業外収益			
1. 受取配当金		7,500	
2. 受取利息		1,045	
3. 雑収入		206	
営業外収益 計		8,751	0.1
営業外費用			
1. 雑損失		65	
営業外費用 計		65	0.0
經常利益		651,181	10.0
特別利益			
1. 貸倒引当金戻入		1,200	
特別利益 計		1,200	0.0
税引前中間純利益		652,381	10.0
法人税、住民税及び事業税	273,901		
法人税等調整額	3,755	270,145	4.1
中間純利益		382,235	5.9

(6) 中間株主資本等変動計算書

第23期中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位:千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	300,000
	中間会計期間中の変動額	
	中間会計期間末残高	300,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	
	中間会計期間末残高	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	
	中間会計期間末残高	50,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	25,401
	中間会計期間中の変動額	
	中間会計期間末残高	25,401
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	1,382,999
	中間会計期間中の変動額	剰余金の配当 中間純利益 150,490 382,235
	中間会計期間末残高	1,614,745
利益剰余金合計	前期末残高	1,408,400
	中間会計期間中の変動額	231,745
	中間会計期間末残高	1,640,146
株主資本合計	前期末残高	1,758,400
	中間会計期間中の変動額	231,745
	中間会計期間末残高	1,990,146
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	
	中間会計期間中の変動額(純額)	281
	中間会計期間末残高	281
評価・換算差額等合計	前期末残高	
	中間会計期間中の変動額	281
	中間会計期間末残高	281
純資産合計	前期末残高	1,758,400
	中間会計期間中の変動額	231,463
	中間会計期間末残高	1,989,864

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>(2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)を耐用年数としております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による中間期末退職給付債務相当額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当中間期末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第23期中間会計期間末 平成20年9月30日
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 21,025千円 器具備品 164,292千円
2.担保資産	その他のうち、次のものを供託しております。 取戻し手続中の投資顧問 (25,000千円) 業の営業保証金
3.消費税等の取扱い	預け金 26,000千円 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
1.減価償却実施額	有形固定資産 17,722千円 無形固定資産 12,222千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

項目	第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)												
1.発行済株式に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業 年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当中間会計 期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式 (株)</td> <td>5,050</td> <td></td> <td></td> <td>5,050</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当中間会計 期末	普通株式 (株)	5,050			5,050		
株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当中間会計 期末									
普通株式 (株)	5,050			5,050									
2.自己株式に関する事項	該当事項はありません。												
3.新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。												
4.配当に関する事項	<p>(1) 配当金支払額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の 総額 (千円)</th> <th>1株当たり 配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力 発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年 6月26日 定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>150,490</td> <td>29,800</td> <td>平成20年 3月31日</td> <td>平成20年 6月27日</td> </tr> </tbody> </table>	決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日	平成20年 6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日								
平成20年 6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日								

リース取引関係

第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少額なため、注記を省略しております。

有価証券関係

第23期中間会計期間末 平成20年9月30日			
1. その他有価証券で時価のあるもの			
区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
その他	1,000	718	281
計	1,000	718	281
2. 時価評価されていない有価証券			
区分	中間貸借対照表計上額 (千円)		
その他有価証券 非上場株式	65,000		
計	65,000		

デリバティブ関係

第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

1 株当たり情報

第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)	
1株当たり純資産額	394,032円56銭
1株当たり中間純利益	75,690円26銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	

(注) 1株当たり中間純利益算定上の基礎は以下のとおりであります。

第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)	
中間純利益(千円)	382,235
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益(千円)	382,235
普通株式の期中平均株式数(株)	5,050

重要な後発事象

第23期中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：3億円

会社の発行可能株式総数：16,000株

発行済株式総数：5,050株

平成11年7月1日に中信投資顧問株式会社と合併し、資本金を2億円から2億5,250万円に、発行済株式総数を4,000株から5,050株に変更しています。

また、平成12年6月30日に資本準備金を資本金に繰入れし、資本金を2億5,250万円から3億円に増資いたしました。（新株発行はしない無償増資。）

（2）委託会社の機構

会社取締役3名以上、監査役1名以上をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとします。また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

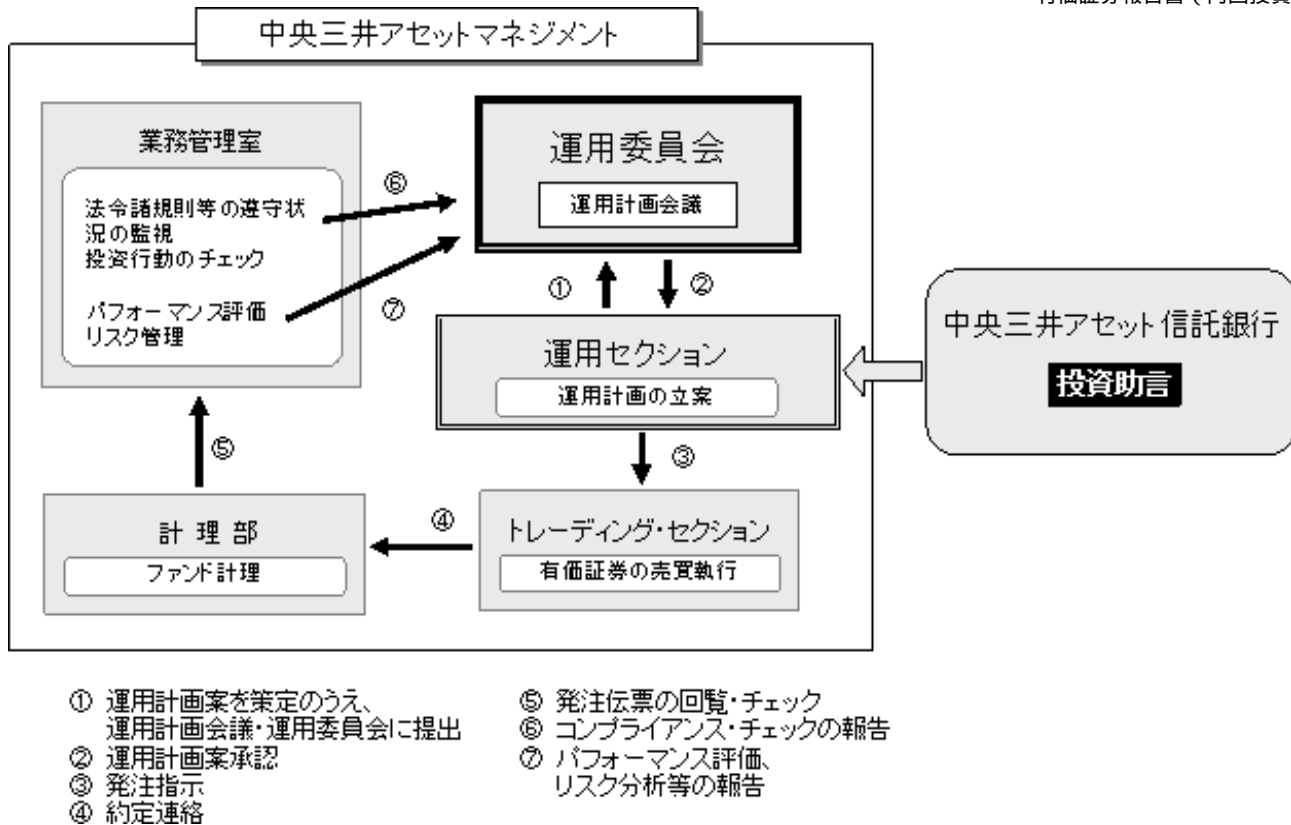
取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長にさしつかえがあるときは、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が順位に従い、その職務を代行します。

取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の経路を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

委託会社は運用に当たり、中央三井トラスト・グループの運用会社として、クオリティの高い資産運用、スキル、ノウハウを結集し、分析力、運用力の向上を図っています。なお、その意思決定機構は以下のとおりです。



上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

平成21年4月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている公募の証券投資信託は次のとおりです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	47	430,259
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	29	175,856
単位型公社債投資信託	-	-
合計	76	606,114

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定により、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）」に基づいて作成しており、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」(以下「中間財務諸表等規則」といいます。)第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年8月6日内閣府令第52号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 委託会社は、第21期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表及び第23期中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査及び中間監査を受けております。

[次へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第1号）

(2) 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第2号）

(3) 通常の実取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）及び（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）及び（5）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第1号）

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第3号）

(5) その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記（3）及び（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。（金融商品取引法第44条の3第1項第4号）

5【その他】

(1) 定款の変更

当会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額：11,000百万円（平成20年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成20年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称：株式会社京都銀行

資本金の額：36,950百万円（平成20年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

(1) 受託会社と同じ

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

<再信託受託会社>

当ファンドの再信託受託会社として、信託事務の一部を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対する投資助言業務を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

<再信託受託会社>

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間中に、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は提出しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月29日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 齊藤智之 印

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 木村充男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月22日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中央三井条件付元本確保型ファンド08-09の平成20年9月30日から平成21年3月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井条件付元本確保型ファンド08-09の平成21年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次△](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月16日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 浅子正明 印

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 木村充男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月10日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業 公認会計士 松崎雅則 印
務執行社員

指定社員 業 公認会計士 平木達也 印
務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)